

## 生物理工学研究科・生物工学専攻の学位論文審査基準

### 【修士論文】

#### 1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障がきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査になることが認められる。

#### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

#### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 背景とテーマ設定および仮説・問題の提示の適切性
- (2) 研究の方法の信頼性・適切性
- (3) 研究結果の解析と提示の明確性
- (4) 考察と結論の論理性・一貫性
- (5) 研究倫理の妥当性

#### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表 A に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%、(5) 必須要件・無配点)を、0~20 点(合計 80 点満点)で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計点(審査委員の平均点)(学位論文評価基準表 A)48 点、かつ、(5) 研究倫理(学位論文評価基準表 B)が適であることをもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

## 【博士論文(課程修了)】

### 1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たすものとする。

### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 背景とテーマ設定および仮説・問題の提示の適切性
- (2) 研究の方法の信頼性・適切性
- (3) 研究結果の解析と提示の明確性
- (4) 考察と結論の論理性・一貫性
- (5) 研究倫理の妥当性

### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表Aに基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%、(5)必須要件・無配点)を、0～20 点(合計 80 点満点)で評価する。

(2) 当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 16 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計点(審査委員の平均点)(学位論文評価基準表 A)48 点、かつ、(5)研究倫理(学位論文評価基準表 B)が適であることをもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 20 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

## 【博士論文(論文提出)】

### 1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条(学位申請手続)の要件を満たすものとする。

### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 背景とテーマ設定および仮説・問題の提示の適切性
- (2) 研究の方法の信頼性・適切性
- (3) 研究結果の解析と提示の明確性
- (4) 考察と結論の論理性・一貫性
- (5) 研究倫理の妥当性

### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表 A に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%、(5) 必須要件・無配点)を、0～20 点(合計 80 点満点)で評価する。

(2) 当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条(学力の確認)及び近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計点(審査委員の平均点)(学位論文評価基準表 A)48 点、かつ、(5) 研究倫理(学位論文評価基準表 B)が適であることをもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条(論文提出による学位の授与)に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

[学位論文評価基準表A] 評価項目(1)～(4)の総点は各 20 点満点

評価項目/点数	5 点	3 点	2 点	1.5 点	0 点
(1) 背景とテーマ設定および仮説・問題の提示の適切性(25%)	必要な情報を不足なく集め、高度な専門知識をもって、適切に関連付け示している。	必要な情報を不足なく集め、適切に関連させて示している。	情報の収集に若干の不足があるが、最低限の情報を集め、おおむね適切に関連付けしている。	情報の収集不足がみられ、情報も適切に関連づけられていない。	基本的かつ重要な情報に触れておらず、先行研究との関連性も不明瞭である。
	課題や仮説を、優れて論理的に導き、正確かつ明瞭に示している。	課題や仮説を論理的に導き、おおむね正確に示している。	課題や仮説を論理的に導いているが、明瞭性に欠ける。	課題や仮説の設定に論理的飛躍や破綻部分が見られる。	課題や仮説の設定に論理性がない。
	研究の意義や実現可能性が、高い説得力をもって表現されている。	研究の意義や実現可能性がおおむね表現されている。	研究の意義や実現可能性の表現が説得力にやや欠ける。	研究の意義や実現可能性に対する説得力に乏しい。	研究の意義や実現可能性がほとんど表現されていない。
	非常に高い独創性、独自性、学術的・社会的意義や発展性、有用性を有していると評価できる。	高い独創性、独自性、学術的・社会的意義や発展性、有用性を有していると評価できる。	独創性、独自性、学術的・社会的意義や発展性、有用性をある程度有していると評価できる。	独創性、独自性、学術的・社会的意義や発展性、有用性が的確に示されていない。	独創性、独自性、学術的・社会的意義や発展性、有用性を評価できない。
(2) 研究の方法の信頼性・適切性(25%)	実験・研究方法が適切に選択され、かつ、質の高い、あるいは	実験・研究方法が適切に選択され、かつ、実験系や理論が適切	実験・研究手法はおおむね正しく選択されているが、実験系や	実験・研究手法の選択、実験系や理論の構築には、大	明らかに不適切な実験系や理論が使用されており、その実

	は、特徴あるすぐれた実験系や理論を構築している。	に構築されている。	理論の構築には改善の余地がある。	幅な改善が必要である。	験・研究手法が選択された根拠も不明瞭である。
	実験材料、実験装置、システム等が綿密に計画され用いられていると高く評価できる。	実験材料、実験装置、システム等は、妥当に選択されたと評価できる。	実験材料、実験装置、システム等に若干の不足が指摘される。	実験材料、実験装置、システム等が必要十分に用意されたといえない。	実験材料、実験装置、システム等の選択や調製に明らかな基本的誤りがある。
	高度な実験技術を適切かつ効果的に用いている。	実験技術や操作は妥当と評価できる。	実験技術や操作に若干の問題が指摘される。	実験技術や操作に大いに改善の余地がある。	実験技術に基本的問題がある、または、実験操作が明らかに不適切である。
	再現性確保に特段の配慮がみられ、かつ、統計的処理が正しく行われている。	再現性が確保され、統計的処理が、おおむね正しく行われている。	再現性の確保や、統計的処理に、若干の不備が指摘される。	再現性の確保や、統計的処理の適切性に疑問がもたれる。	再現性が確保されていない。または、必要な統計的処理が行われていない。
(3) 研究結果の解析と提示の明確性 (25%)	実験データ等が、正しく解析され、適切に解釈されている。	実験データ等が、正しく解析され、おおむね適切に解釈されている。	実験データ等の解析に一部不備があり、あるいは解釈に改善の余地がある。	実験データ等の解析とその解釈に誤りが散見され、大幅な改善が必要である。	実験データ等が明らかに誤って解析され、または、誤って解釈されている。
	結果の解釈がすぐれて論理的に体系	結果の解釈がおおむね適切に論理	結果の解釈を論理的に体系づけること	結果の解釈を論理的に体系づける	結果の解釈を論理的に体系づけよう

	づけられ示されている。	的に体系づけられている。	に成功していない部分がある。	ことに成功していない。	としていない。
	結果やその解釈を、明瞭かつ効果的に示す図表等が、冗長性なく作成され、かつ巧みに配置されている。	結果やその解釈を冗長性なく正確な図表に示し、効果的に配置している。	結果やその解釈を正しく示す図表となっているが、冗長性が認められるなど、改善の余地がある。	図表が、結果やその解釈を正しく効果的に示しているか疑問であり、大幅な改善が必要である。	図表が、その結果やその解釈を示すものとなっていない。
	結果やその解釈が、考察と結論を導くのに十分であるうえ、さらに示唆に富んでいる。	結果やその解釈が、考察と結論を導くのに十分である。	考察と結論を導くのに十分な結果が得られ、解釈が示されているか、若干の疑問がある。	考察と結論を導くには、結果や解釈が不十分である。	得られた結果と解釈では、考察と結論に至ることが明らかに不可能と判定される。
(4) 考察と結論の論理性・一貫性(25%)	高度な専門知識を的確かつ効果的に利用し、諸結果を相互の関連性等にもとづいて適切に整理することに成功している。	専門知識を誤りなく利用し、諸結果をおおむね妥当に関連付けて整理している。	専門知識を利用して、諸結果を関連付けているが、論理の飛躍や冗長性がみられるなど、改善の余地がある。	諸結果を関連付けることに部分的に成功しているが、大幅な改善が必要である。	専門知識の不足が明らかで、諸結果を適切に関連付けることができていない。
	高い論理性を有する深い考察をもって、背景とテーマに帰結させている。	論理的考察により、背景とテーマに帰結させている。	論理的考察により背景とテーマに帰結させているものの、不明瞭さが指摘される。	背景とテーマから解離していないが、論理的考察が行われておらず、あるいは、記	考察と結論が、背景とテーマから解離している。

				述の大幅な改善が必要である。	
	きわめて示唆に富み、発展性ある結論を示している。	発展性ある結論を示していると認められる。	発展性ある結論と認めるが、表現に改善の余地がある。	結論に、ある程度の発展性が示されているが、記述の大幅な改善が必要である。	結論に発展性がない、あるいは、全く感じられない。
	独創性、独自性、学術的・社会的意義や有用性を的確に示し、かつ強く感じさせる。	独創性、独自性、学術的・社会的意義や有用性が十分に認められる。	独創性、独自性、学術的・社会的意義や有用性の表現に改善の余地がある。	独創性、独自性、学術的・社会的意義や有用性に乏しいと判断される。	独創性、独自性、学術的・社会的意義や有用性が全く感じられない。

[学位論文評価基準表 B]

評価項目	適	不適
研究倫理の妥当性	研究に係る諸法規・諸規定等に基づく承認を受けている。明確な研究不正、明確な著作権上の問題、明確な個人情報保護上の問題が、いずれも認められない。	研究に係る諸法規・諸規定等に基づく承認を受けていない。明確な研究不正、明確な著作権上の問題、明確な個人情報保護上の問題の、いずれかが認められる。